

東京都立深川高等学校 管理運営規程

令和3年4月1日
校 長 決 定

平成10年12月25日	10深高第1342号の1	決定
平成14年5月31日	14深高第593号	一部改正
平成15年3月31日	14深高第1998号	一部改正
平成16年4月1日	16深高第58号	一部改正
平成18年3月30日	17深高第1295号	一部改正
平成19年4月1日	19深高第20号	一部改正
平成20年4月1日	20深高第31号	一部改正
平成21年4月1日	21深高第12号	一部改正
平成22年4月1日	22深高第63号	一部改正
平成22年11月16日	22深高第803号	一部改正
平成23年4月1日	23深高第14号	一部改正
平成24年4月1日	24深高第136号	一部改正
平成25年3月19日	25深高第66号	一部改正
平成26年4月1日	26深高第35号	一部改正
平成27年4月1日	27深高第38号	一部改正
平成28年4月1日	28深高第44号	一部改正
平成29年4月3日	29深高第65号	一部改正
平成30年4月1日	30深高第3号	一部改正
平成31年4月1日	31深高第66号	一部改正
令和2年4月1日	02深高第119号	一部改正
令和3年4月1日	03深高第17号	決定

第1 目 的

この規程は、本校の教育目標を全校一致協力して達成するために、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立深川高等学校（以下「本校」という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への指導・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

1 部

教務部、生活部、進路部、保健部及び広報図書部を置く。

各部の所掌内容は、主として次のとおりである。

- (1) 教務部 「教育課程の編成及びその実施、時間割作成等、教務に関すること並びに留学、東京グローバル10事業等、国際に関すること」
- (2) 生活部 「校内における生活指導の計画・立案及びその実施等、生徒指導に関すること」
- (3) 進路部 「生徒の進路に関する指導の計画・立案及びその実施、各種進路情報の収集及び整理等、進路指導に関すること」
- (4) 保健部 「生徒の安全、衛生及び健康に関する指導の計画・立案並びにその実施、校内美化及び清掃に関する指導の計画・立案並びにその実施等、保健・厚生指導に関すること」
- (5) 広報図書部 「ホームページの管理運営、学校案内・深高通信等の編集・発行及び募集対策等に関すること、図書館の運営及び読書指導に関する計画・立案並びにその実施等、図書の管理並びに研究紀要の編集、視聴覚施設・設備の管理・運営等、図書並びに視聴覚に関すること」

2 学 年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3 教 科

- (1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語(英語)、家庭、情報及び総合(人間と社会)の各教科を置く。
- (2) 国語、地歴公民、数学、理科、保健体育、外国語(英語)に教科主任を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

7 委員会

入学者選抜委員会、教科書選定委員会、都立学校開放事業委員会、安全衛生委員会、学校保健・食物アレルギー対応委員会、学校安全委員会、防災教育推進委員会、外国語コース委員会、特進クラス運営委員会、校内規定検討委員会、教育課程検討委員会、校内研修委員会、施設・設備検討委員会、IT委員会、後援会・同窓会委員会、省エネ委員会、いじめ防止対策委員会、オリンピック・パラリンピック推進委員会、行事検討委員会を置く。

各委員会の所掌内容は、主として次のとおりである。

- (1) 入学者選抜委員会 「入学者選抜の選考方法・採点業務の企画運営・補欠募集の問題作成を行う」
- (2) 教科書選定委員会 「使用する教科書を調査・研究し、使用教科書を選定する」
- (3) 都立学校開放事業委員会 「校庭開放事業、公開講座等の学校開放事業を企画・運営・管理する」
- (4) 安全衛生委員会 「教職員の労働環境を安全に保ち、心身の健康管理に配慮する」
- (5) 学校保健・食物アレルギー対応委員会 「生徒の健康及び食物アレルギーについての情報を共有し、管理する」
- (6) 学校安全委員会 「学校の安全・危機管理を検討、整備する」
- (7) 防災教育推進委員会 「生徒の安全教育(危機を予測し回避する能力)について、防災教育の推進に関する検討を行う」
- (8) 外国語コース委員会 「外国語コース活性化のために海外語学研修・外国語コース講演会・英語合宿等を企画・運営・実施する」

- (9) 特進クラス運営委員会 「特進クラスを活性化するため、運営方法を検討する」
- (10) 校内規定検討委員会 「校内規定を検討し、整備する」
- (11) 教育課程検討委員会 「教育課程を検討し、教育課程原案を作成する」
- (12) 校内研修委員会 「校内研修を企画・運営して教員の資質の向上を図る」
- (13) 施設・設備検討委員会 「学校の施設・設備を検討し、充実を図る」
- (14) I T 委員会 「学校の情報管理、パソコン室・P C L L教室等の情報施設の管理と充実を図る」
- (15) 後援会・同窓会委員会 「後援会の学校支援の調整、日本の伝統文化の講習会の実施、同窓会との連絡・連携を行う」
- (16) 省エネ委員会 「省エネを進め、もって二酸化炭素の排出を削減すること。教職員の間にも、省エネ及び二酸化炭素排出削減に関する理解と問題意識を高めること」
- (17) いじめ防止対策委員会 「いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の対策を検討する」
- (18) オリンピック・パラリンピック教育推進委員会 「オリンピック・パラリンピック教育を推進する」
- (19) 行事検討委員会 「学校行事に関する事柄を検討する」

8 学校運営連絡協議会

本校の教育目標、教育方針を達成するために、保護者・地域住民・学校関係者とともに連携・協力し、円滑な学校運営に資することを目的とする。

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護、学力スタンダード

情報セキュリティ及び個人情報保護、学力スタンダードに関する事項については、教務部の所掌とする。

11 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務部・生活部・進路部・保健部・広報図書部の主任、各学年主任とする。

ただし、校長が必要と認める場合は、会議の案件に応じてその他の職員を加えることができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受ける。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。ただし、緊急の場合で校長が必要と認めたときは、これによらないことができる。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。また、教科指導上の必要に応じて、非常勤教員、実習助手も含める。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

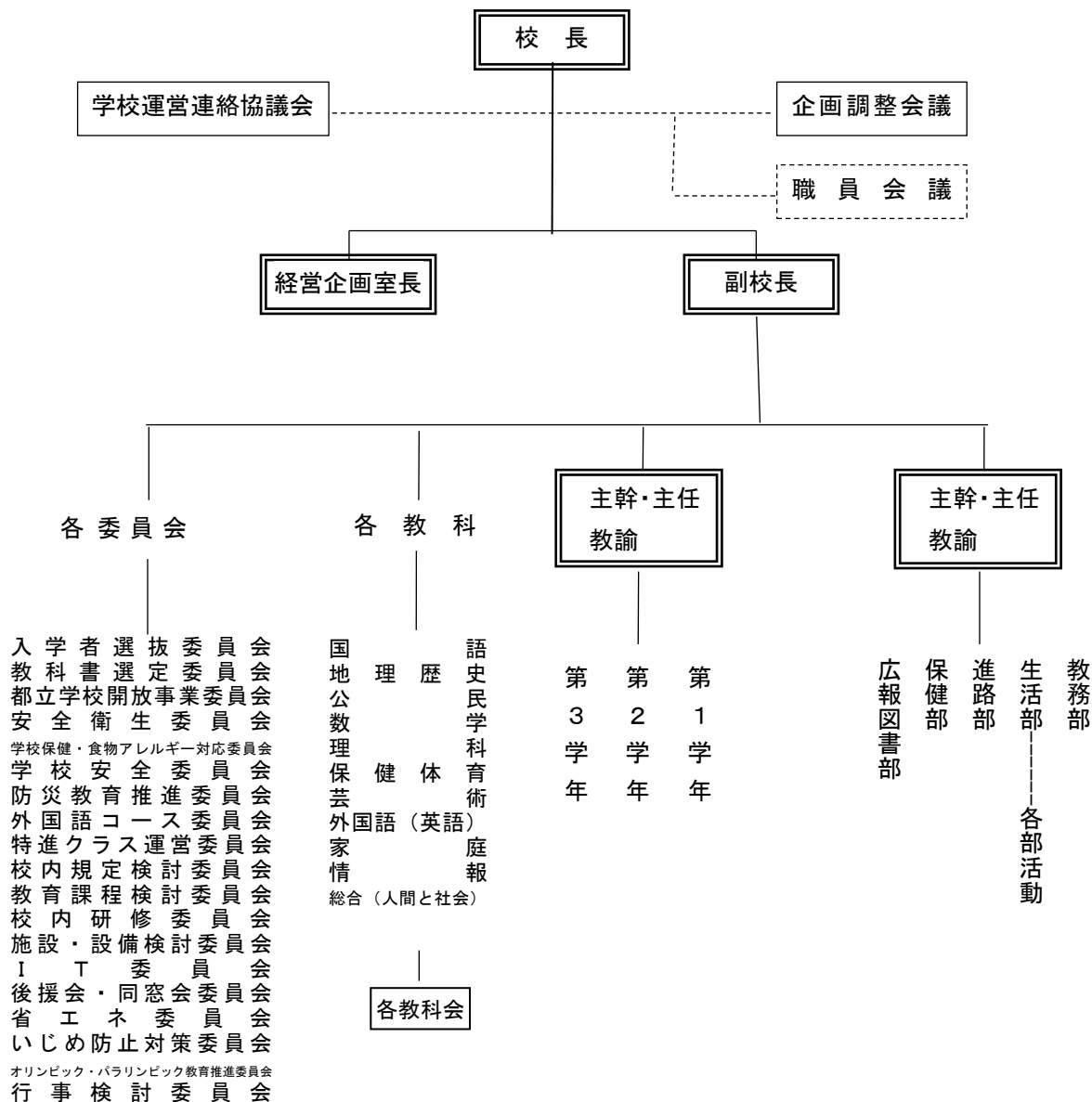
年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT 関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。なお、開催回数及び実施時期を毎年4月1日までに決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招 集

教科会は、教科主任が招集する。教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人 事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予 算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

- 附 則
この規程は、平成11年1月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成14年6月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成29年4月3日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、令和3年4月1日から施行する。

